

農業所得

平成15年分経費目安割合の数値が決まりました。

■経費目安割合 (平成14年分の収入金額が400万円未満で収支計算が困難な方)

田作物 農業用	85%	田作物の農業収入が一番多い人が使う割合
畑作物 農業用	78%	畑作物の農業収入が一番多い人が使う割合
果樹栽培 農業用	71%	果樹栽培の農業収入が一番多い人が使う割合

(注) 収入金額の一番多い業種の経費目安割合を用いて計算します。

■経費目安割合方式による農業所得の計算方式

$$\text{収入金額} \times (1 - \text{経費目安割合}) = \text{所得}$$

例 大別当地区 S農家 田80a作付 梨40a作付
 去年は、田は120万円、梨は110万円の収入がありました。
 $230\text{万円} \times (1 - 0.85) = \mathbf{345,000\text{円}}$ ← 農業所得

経費目安を使用した場合、農業所得が赤字になることはありません。



五十嵐です



阿部です



間嶋です

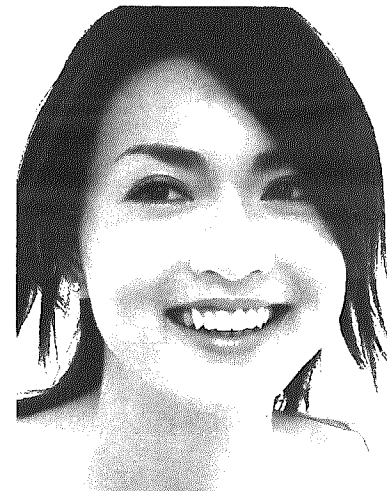
○ 私たちが確定申告のお手伝いをします ○

所得税・住民税の納税相談日程

2月20日(金)	木滑上
2月23日(月)	木滑下
2月24日(火)	東長島
2月25日(水)	釣寄・釣寄新
2月26日(木)	上記の定めた日に都合のできない方
2月27日(金)	下曲通
3月1日(月)	上曲通
3月2日(火)	上曲通
3月3日(水)	西萱場
3月4日(木)	西萱場
3月5日(金)	上記の定めた日に都合のできない方
3月8日(月)	大別当
3月9日(火)	月潟(上・1番・2番・3番・7軒町)
3月10日(水)	月潟(4番・5番・新道・6番・7番町)
3月11日(木)	月潟(新・学校・田園町)
3月12日(金)	上記の定めた日に都合のできない方
3月15日(月)	

会場：役場相談室

時間：午前9時～午前11時30分
 午後1時～午後4時



25歳、長谷川京子。今年も、自分で。

確定申告

申告と納税は期限内に

3月15日(月) 3月31日(水)

平成15年度

住民税 確定申告

平成15年分、所得税の確定申告や村県民税の申告が2月16日から始まります。

村でも、2月20日から役場相談室で各地区別に日程を決めて納税相談を行ないます。

期間中は、大変混雑しますので、申告に必要なものを用意して、定められた日においでください。

※問い合わせ

月潟村役場(税務係) ☎375-2710

巻税務署 ☎0256-72-2355

確定申告は「自力記載・自力申告」で

所得税は、各人の所得に対して課税される税金であり、各人が自分の所得金額とその所得金額に対する所得税額を計算して、これを申告し、その申告した所得税額を自発的に納税する制度を採用しています。

同封の「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書き方」などを参考に計算し、確定申告

確定申告をしなければならない人

- ① 事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成15年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超えるとき。
- ② サラリーマンで給与の年取が、2,000万円を超える時。給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える時
- ※ ①、②に該当しない場合でも、村・県民税の申告はしなければなりません。
- ③ 各種保険料控除の支払い証明
- ④ 源泉徴収票
- ⑤ 医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書
- ⑥ 印鑑

申告時注意ポイント

◎ 税務署から申告用紙の配布のあった人は、必ず持参してください。

◎ 医療費控除を受ける人は、事前に領収書を個人別に分け計算しておいてください。

◎ 生保、損保等支払証明書及び国民年金保険料の支払いのある人は、金額が確認できるものを必ず持参してください。

申告書の作成は便利なホームページで

納税サービスの一環として、国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書をプリントアウトし、そのまま提出できます。同コーナーを利用すれば、申告書用紙の交付を受けるため税務署などに出向かずに自宅で都合のいい時間に申告書を作ることができます。

また、税務署で長時間待つこともなく郵送で提出できますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページのアドレス <http://www.nta.go.jp>